

諮 問 第 2 8 1 号

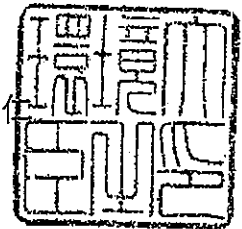
環自総発第100603001号

平成22年6月3日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環 境 大 臣 小 沢 鋭 仁



愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

法第5条第1項に基づく愛がん動物用飼料の基準及び規格を改正し、次の成分について愛がん動物用飼料の成分規格等を設定することについて

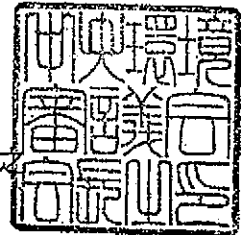
- (1) デオキシニバレノール
- (2) BHC、DDT、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシド
- (3) カドミウム、鉛、ヒ素
- (4) 亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸



中環審第553号
平成22年6月3日

中央環境審議会動物愛護部会
部会長 林 良 博 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正について（付議）

平成22年6月3日付け諮問第281号、環自総発第100603001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、動物愛護部会に付議する。